

岐阜県公報

目 次

規 則
岐阜県個別的労使紛争のあっせん等に関する規則の一部を
改正する規則

(労働雇用課)

一

規 則

岐阜県個別的労使紛争のあっせん等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十七号

岐阜県個別的労使紛争のあっせん等に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県個別的労使紛争のあっせん等に関する規則（平成十三年岐阜県規則第一百十号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「申し出」を「申出」に改め、同条第三項中「振興局長（振興局に置かれる事務所の長を含む）」を「県事務所長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成二十七年四月一日

平成二十七年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社